

### 第 3 部

## 学識経験者の意見

令和4年度（対象：令和3年度の事務事業）滑川市教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価にあたって、客観性を確保するため、点検評価の方法や結果などについて、学識経験を有する者の意見を聴いた。

## 1 学識経験者（評価委員）

（五十音順、敬称略）

氏名	職業・歴史
加田 洋一	滑川市社会福祉協議会長、元滑川中学校長
平井 利枝子	元働く婦人の家館長、元寺家小学校校長
山西 潤一	富山大学名誉教授

（任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日）

## 2 意見聴取日等

令和4年8月1日（月） 評価委員会の開催による意見聴取

（評価委員、教育委員、教育長、事務局職員）

※加田委員欠席のため、事前に意見聴取を行った。

## 3 令和3年度実績に対する学識経験者の主な意見

### ○学校教育の充実について

- タブレットの活用が求められる中で、日々接している情報システムはどのような仕組みか、プログラムは何のために作られているのかを研究し、実際にものを作つて動かしてみる等をし、ものづくり教育と融合・連携させる必要がある。
- G I G Aスクール構想で整備した通信網の更なる活用が必要である。滑川市は早い時期にネットワークの環境整備をされたが、学校から外部に接続する際に問題が生じる場合があると伺っているので、ネットワークの調査が必要である。また、更新作業で動作が止まることがあるが、健康チェックやノート替わりに日常使いをしていれば問題は起こらない。
- 全国的に理科の観察実験が停滞気味であるが、滑川市は科学の時間が充実しているので、理科専科教員の配置について充実するよう努められたい。
- 不登校児童生徒支援において、スクールカウンセラーやスクールソ

一シャルワーカー、ICT活用などの対策をとられているが、場合によっては医療機関等との連携も必要である。

- ・中学校部活動の地域移行について、文化部は生涯学習等の事業と連携を図って指導者の発掘や活動場所の確保に尽力していただきたい。
- ・学校運営協議会制度への移行や地域学校協働活動の取組について、部活動の地域移行などに併せて、地域人材の発掘・活用の幅広い協議の場として検討して欲しい。

#### ○生涯学習の推進について

- ・各種団体の育成において、会社勤めをしてゆとりがない若い世代が新規加入しない理由等を把握して、運営方法をデジタル化する等、加入しやすいように努められたい。
- ・社会教育活動において、生きがいづくり、教養講座が中心であるが、専門性が高い必要はないので、その場で学んだ成果を元に、または会社で学んだことを地域の活性化・改革に活かす行動をする人を育てる必要がある。いつまでも、受け身的な学習だけで自己満足となるない取組をして欲しい。
- ・これからは、公民館もネット時代の学びの場になる。地区公民館はWi-Fiが整備されたが、自治公民館もWi-Fi整備の補助をする等、検討して欲しい。
- ・公民館にタブレット端末を配付し、デジタル対応の研修会を実施する等、各種事業の案内や申し込み等、コロナ感染防止対策にもなり、活動内容の幅を広げることにもつながると思うので、確実に推進してもらいたい。

#### ○スポーツの推進について

- ・中学校部活動の地域移行について、各事業を通して指導者の発掘・育成、配置、活動場所の確保等について引き続き努めていただきたい。

#### ○子育て支援について

- ・ヤングケアラーに関して、子育て支援の児童相談、心の相談員等の機関と連携して、丁寧な対応が必要である。

## 令和2年度実績に対する意見への対応状況

令和2年度の事務の管理及び執行に関しては、3名の学識経験者から「総合評価においては、評価Aの割合が多く概ね順調に実施されている。今後も適正に事業を実施していただきたい。」旨の評価をいただいたが、意見も何点かいただいた。

教育委員会としてはこれらの意見を受け止め、令和3年度においては、事業の有効性等を意識しながら教育行政のさらなる効果的推進に努めてきたところであり、個々の事項等について受けた意見に関しては、下記のとおり対応した。

### 1 学識経験者（評価委員）

（五十音順、敬称略）

氏 名	職 業 ・ 職 歴
加田 洋一	滑川市社会福祉協議会長、元滑川中学校長
平井 利枝子	前働く婦人の家館長、元寺家小学校校長
山西 潤一	富山大学名誉教授

（任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日）

#### ○学校教育の充実について

- ・ 1人1台整備された情報端末を、児童生徒が学校だけではなく家庭においても勉強に利用することになる。このことについて、保護者から家庭で勉強以外に情報端末を使うのではとの心配の声が聞かれるが、学校だけでなく保護者が児童生徒に情報端末の適正な使用について指導できる体制を整えることが必要である。

（対応）

タブレットの家庭への持ち帰りを進めるにあたり、令和3年5月に「滑川市G I G Aスクール運用ガイドライン」を策定し児童生徒の遵守事項を定めた。また、各学校において、持ち帰る際には、児童生徒への指導とともに保護者の理解を得られるよう各学校のルールも保護者へ説明した。指導と併せて、外部の講師を招いたネットルールに関する学習会を実施している学校も多い。

- ・ 1人1台整備された情報端末によって、学習の個別最適化が促進されるといわれているが、児童生徒の強みをさらに伸ばすことが大切

である。

(対応)

タブレットを必要に応じて活用することは、「いつでも、どこでも、繰り返し」学ぶことができ個別最適な学びにつながると考える。

併せて、学校での学びを家庭での連続した学びにつなげられるよう、タブレットの家庭への持ち帰りも推奨している。

- ・小中学校に無線L A Nなどの通信環境が整備されたが、今後、回線容量の増強を検討する必要がある。

(対応)

令和3年度中に、回線の最大利用量をテスト測定した。令和4年度に考えられる最大利用量を踏まえ、令和4年度は、学校専用回線となるよう準備を進めた。

- ・児童生徒が、実験や体験など楽しみながら学ぶことは重要であるが、教員の負担が増すので、その対策も必要である。

(対応)

実験や体験学習は大変重要と考えており、市教委が中心となって進める体験学習も多く実施している。また、I C T機器を活用し、疑似体験も有効に活用している。

- ・教育センターは、1人1台の情報端末などのI C Tの活用や、情報モラル、科学の時間などについて多岐にわたる研究研修が必要であることから、その役割は重大である。

(対応)

G I G Aスクール構想の推進にあたって市教育センターは、研修や事例の情報共有などのために中心となり重要な役割を果たしている。

- ・中学校部活動の地域移行について、運動部は総合型スポーツクラブやスポーツ推進委員と、文化部は生涯学習等の事業と連携し人材発掘や育成に努められたい。

(対応)

中学校の部活動に地域指導者を派遣し指導にあたることを計画し、令和4年度には、試験的に滑川中学校のバドミントン部に2名の地域指導者を配置する準備を進めた。

## ○生涯学習の推進について

- ・生涯学習の場である地区公民館や子供たちが集まる児童館などにおいても無線LANなどの通信環境を整備し、生涯学習などを促進する必要がある、

(対応)

令和3年度に、各地区公民館においてWi-Fi整備を行ったところである。

- ・成人式は1月に開催されているが、より多くの人が参加できるよう開催時期の検討が必要である。

(対応)

1月のほか、GW期間、お盆の時期の開催等が考えられるが、県内他市の状況も鑑みながら、総合的な判断により1月に実施することとした。

- ・コロナ禍において、成人式の動画配信やほたるいかマラソンの代替イベントの実施などをしており、今後も工夫しコロナ禍に対応したイベント等の実施に努めてほしい。

(対応)

今年1月の成人式では動画配信をしたところである。今後もコロナ対策を徹底しながら、工夫したイベントの実施に努めることとする。

## ○スポーツの推進について

- ・コロナ禍において、スポーツをする機会が減っている。ゆるスポーツなどを活用し、スポーツを苦手とする人への働きかけをするなど検討が必要だと思う。

(対応)

現在、本市では年齢や性別に関係なく、安全に、誰とでも楽しむことができる「ウォーキングサッカー」の普及に努めている。特に高齢の方を中心に、ルール説明や技術向上を目的とした講習会等を開催し競技人口の拡大を図っている。今後も競技の普及を継続していきたいと考えている。

## ○子育て支援について

- ・放課後児童対策事業において、保護者の多様なニーズに支援員が無理なく対応できる体制づくりが必要である。

(対応)

保護者の多様なニーズに応えるため、令和4年度から処遇改善を行なうなど、体制づくりに努めている。

- ・ひとり親家庭等緊急生活資金貸付などの貸付事業があるが、必要な人への周知に努められたい。

(対応)

児童扶養手当受給の申請時に制度案内を行うほか、毎年8月に実施している現況届の機会や相談来庁時に、生活状況等を聞き取る中で必要としている方への周知に努めている。

# 滑川市教育委員会教育に関する事務の点検及び評価実施要綱

平成21年1月23日教育委員会議決

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき、滑川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (点検及び評価の実施)

第2条 点検及び評価は、毎年度、その前年度における教育委員会の運営状況及び事務事業の執行状況について行うものとする。

2 点検及び評価を行うに当たっては、法第27条第2項に定める学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の知見の活用を図るものとする。

## (学識経験者)

第3条 学識経験者は、滑川市の教育に関して学識経験を有する者のうちから3人を教育委員会が委嘱する。

2 学識経験者の任期は2年とする。ただし、補欠の学識経験者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学識経験者は再任されることができる。

## (報告書の作成等)

第4条 教育委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、滑川市ホームページへの掲載、情報公開窓口への備付け等により公表するものとする。

## (庶務)

第5条 点検及び評価の実施に関する庶務は、教育委員会事務局学務課において行う。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される学識経験者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。